地独小病公示第１１号
平成３０年８月９日

公　　示

地方独立行政法人新小山市民病院における医事業務について、公募型プロポーザル方式により次期事業者の選定を行うので、次のとおり企画提案書類の提出を招請します。

地方独立行政法人新小山市民病院
理 事 長　　島 田　和 幸

実 施 要 項

１．趣旨

本実施要領は、地方独立行政法人新小山市民病院が委託をする医事業務について、プロポーザル参加者による企画提案競技により最も優れた受託者を選定するために必要な手続き等について定めるものとします。

２．概要

（１）委託業務名

医事業務

（２）業務内容

基本仕様書および特記仕様書のとおり。

（３）委託期間

平成３１年４月１日 から 平成３４年３月３１日 まで

※事業者変更が生じた場合は、次期受託者は、平成３１年３月３１日までの間に、従前事業者による引継ぎを受けるとともに、次期受託に向けた諸準備を行うこととします。（当該引継ぎに係る費用は次期受託者の負担とします。）

（４）受託場所

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院

３．プロポーザル事務局

〒323-0827　栃木県小山市大字神鳥谷 2251 番地１
地方独立行政法人新小山市民病院
事務部経理課　用度係　　本田

TEL　0285-36-0289　内線 2809
FAX　0285-36-0300
E-Mail　ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp

４．全体スケジュール

公示	平成３０年　８月　９日（木）	HP 上にて。
参加申請書類提出締切日	平成３０年　８月２４日（金）	持参に限ります。
参加資格審査確認通知書の送付	平成３０年　８月２９日（水）	別途通知します。
質疑応答期間	平成３０年　８月　９日（木）～ 平成３０年　８月３１日（金）	HP 上で随時回答します。
企画提案書提出期間	平成３０年　９月　３日（月）～ 平成３０年　９月　７日（金）	持参に限ります。
プロポーザル審査日	平成３０年　９月１２日（水）	別途通知します。
優先交渉権者および次点者の決定通知	平成３０年　９月１４日（金）	別途通知します。

５．参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

（１）　地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号。以下「契約規程」という。）第４条第１項に規定する者に該当していない者及び同条第４項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町（一部事務組合を含む）の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）　市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア　資本関係

（ア）親会社（会社法第２条第４項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ　人的関係

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（５）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

（６）今選定の趣旨および内容を熟知し、十分に理解した上で、企画提案に参加できる者であること。

（７）平成２９・３０年度小山市物品購入等入札参加資格者名簿（営業種目：Ｕ８その他業務委託）に登載されている者であること。

（８）参加申請書の提出時点で、当院と同程度の診療科目および、一般病床が３００床を有する DPC 対象の急性期病院において、医事業務の受託実績を継続して３年以上有する者であること。（一般病床とは、医療法（（昭和２３年７月３０日法律第２０５号）に規定された療養病床、結核病床、精神病床および感染症病床以外の病床をいう。）

６．参加申込み

プロポーザル参加希望者は、次の通り参加申請書等を提出してください。なお、

期間内に申請書の提出がない場合は、プロポーザルに参加することができません。

（１）　申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市民病院ホームページ(http://www.hospital-oyama.jp/)内の「入札情報」からダウンロードをしてください。

（２）　提出書類

ア　参加申請書（様式第１号）

イ　受託実績書（様式第２号）

ウ　イを証する契約書の写し

エ　小山市物品購入等入札参加資格者名簿（平成２９・３０年度 営業種目:U８その他業務委託）に登載が為されていることが判る資料の写し

※「小山市物品購入等入札参加者資格審査結果通知書」を求めます。

※　公示の日から申請期日までの間に小山市役所管財課において随時による登録を行なった場合の資料（受付証等）の提出は、無効とします。

※　過去の当院実施の競争入札において、小山市物品購入等入札参加者資格名簿への登載が無く、当院が臨時的に参加資格を審査し、参加許可を付与した際の資料（通知）についても、無効とします。

オ　エを提出することが出来ない者は、上記ア･イ･ウの書類に加えて下記の書類も提出してください。

（ア）国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直近年度）

①　国税の未納がない証明書

法人税、消費税：様式その３の３

②　地方税の納税証明書（または未納のない証明書）

市町村民税（東京２３区は法人都民税）

※本店で申請する場合は、本店所在地の納税証明、支店･営業所等で申請する場合は、支店･営業所所在地の納税証明

（イ）履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

（ウ）印鑑証明書

（コピー可。申請日基準で発行日より３カ月以内のもの）

（エ）誓約書（様式第３号）

（登記上の商号及び代表者の役職名･氏名を記入ください）

（オ）委任状（様式第４号）

（本社から支店･営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること）

（カ）使用印鑑届（様式第５号）

（支店長･営業所長等で申請する場合、及び契約･請求等において実印をしない場合に提出すること。）

（キ）会社概要書（パンフレット可）
（ク）財務諸表（直近決算時のもの）

（３）　提出期間

公示日から平成３０年８月２４日（金）
（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前９時から午後５時まで）

（４）　提出場所

３．に記載する場所と同じ

（５）　提出方法

持参に限ります。

（６）　遵守事項

対面による資料確認を行う必要上、提出を行う際は、必ず、事務局と日時調整を行ってください。

（７）　その他

来院の際は、１階総合案内にて、入館許可証（セキュリティカード）の交付を受けること。

７．参加資格の審査及び通知

（１）　提出された参加申請書類を審査した結果は、平成３０年８月２９日（水）に参加資格審査確認通知書（様式第６号）により通知（FAX ならびに E-Mail）します。

（２）参加資格がないと認定された者には、（１）の通知書にその理由を付すものとします。

（３）参加申請の際に６．（２）オ（ア）～（ク）を提出し、参加資格が有ると認定された場合、この当院の認定により小山市の入札参加資格も同時に得られるものではないことに注意してください。

爾後、小山市の入札参加を希望する者は、本案件の参加申請とは別に、小山市において入札参加申請を行ってください。

８．質問の受付及び回答

（１）プロポーザルに係る内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア　受付期間

公示日から平成３０年８月３１日（金）午後５時まで。

イ　受付場所

３．と同じ

ウ　受付方法

質問書（様式第７号）を、FAX 又は E-mail により提出してください。

エ　回答方法

ホームページ上で随時回答します。

（２）回答内容の如何により仕様の追加･変更等が為される場合があります。
（３）誠意をもって回答を行いますが、電話での質問、来院されての質問、プロポーザルに関係のない質問、悪意のある質問および極めて専門的な質問で回答が困難なものについては、回答を差し控えます。

９．企画提案書類の提出

企画提案書等の提出については、 次のとおりとします。

なお、企画提案書の内容等の詳細については、別記「企画提案書作成要項」に基づくものとします。

（１）提出期間

平成３０年９月３日（月）から平成３０年９月７日（金）午後５時まで

（２）提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

イ 概算見積書（様式任意）

（３）受付場所

３．と同じ

（４）提出方法

持参に限る

（５）費用負担

提案者負担

（６）留意事項

ア　提出書類の著作権は提出者に帰属します。ただし、委託先に選定された提出者の提出書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとします。

イ　提出後に辞退する場合には、速やかに提案辞退届（様式第８号）を提出してください。

ウ　提出書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めません。

エ　提出書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

オ　本業務の参加申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではありません。

カ　当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

キ　提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とします。

ク　来院の際は、１階総合案内にて、入館許可証（セキュリティカード）の交付を受けること。

ケ　対面による資料確認を行う必要上、提出を行う際は、必ず、事務局と日時調整を行ってください。

コ　提出された概算見積書は、評価資料としますが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではありません。

１０．プロポーザル審査

（１）実施者

医事業務プロポーザル選定委員会

（２）日　程

平成３０年９月１２日（水）

開始時刻および持ち時間は参加者数により調整するので、追って通知します。

（３）場　所

地方独立行政法人新小山市民病院　２階さくらホール

（４）審査方法

別記「評価項目」に基づき、審査委員がプレゼンテーションおよびヒアリング内容の審査を行います。

（５）通過者

優先交渉権者１者　（総合得点第１位）

次点者１者　（総合得点第２位）

（６）結果通知日

平成３０年９月１４日（金）

（７）結果通知の方法

HP 掲載および個別通知

（８）その他

ア　プレゼンテーション等の順番は、企画提案書類の提出順とします。

イ　プレゼンテーションの注意事項は以下のとおりとします。

※PC 起動時間は持ち時間に含めません。

※自己紹介の時間は持ち時間に含めます。

※持ち時間満了の際は、事務局が満了した旨を伝えます。

ウ　ヒアリングの注意事項は以下のとおりとします。

※質問が無い場合は、その時点で終了とします。

エ　プロジェクター、通信ケーブル、PC バッテリー、電源タップ、マイクは当院が用意します。

※PC（ノート型に限る）は各自持参してください。

※液晶レーザーポインターは各自持参してください。

※出席者は、必要最低限に留めてください。

オ　共用の控え室を用意します。

カ　控室までの経路は別途案内します。

キ　控室から会場までは係員が案内します。

１２．契約

優先交渉権者との間で、業務の実施などに関する細目的事項について協議を行なったうえ、契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が調わない場合は、その協議を打ち切り、次点者との協議を開始します。

１３．その他

（１）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出資料に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要項等で示された、提出期限、提出場所および提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合

オ　プレゼンテーションおよびヒアリングに正当な理由なく遅刻した場合

カ　本件に関して、本プロポーザル事務局および審査委員ならびに医事課職員に直接および間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけたと認められる場合

（２）委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア　受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、当院は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ　災害その他の不可抗力等、受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、受託業務継続の可否について協議するものとする。

（３）疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合または契約書に定めのない事由が生じた場合には、当院と受託者は誠意をもって協議するものとする。

（４）その他

ア　本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。

イ　選定された事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ません。ただし、業務の一部について予め当院が認めた場合はこの限りではありません。